

## 第2編 災害予防計画

## 第2編 災害予防計画

## 第2編 災害予防計画

### 第1章 町の防災力の強化

#### 第1節 活動体制の強化

---

大規模災害が発生した場合、町における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災や救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制をはじめとする活動体制の強化及び広域応援体制の強化による活動体制の整備を図る必要がある。

#### 第1 初動体制の整備

---

町では、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、インターネット回線や電話回線へのアクセスにより通信システム障害が発生し、職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。また、災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行えるよう、平時から環境整備や人材を確保することに努める。

町の「初動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 初動配備体制の整備	総務課、各課共通
2 執務環境の整備	総務課、関係各課
3 応援機関の受入体制の整備	総合政策課、関係各課
4 電源、非常用通信手段等の確保	総務課、総合政策課、関係各課
5 災害活動のための人材確保	総務課、各課共通

#### 1 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災など勤務時間外に発生した大規模地震の場合、交通網及び通信網の途絶、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第1節 活動体制の強化

そのため、町は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるよう、震度5強以上の地震に対しては自動的に災害対策本部を立ち上げ、職員は動員連絡がなくても自主参集するものとする。

## 2 執務環境の整備

### (1) 災害対策本部室の整備

町は、大規模災害の発生に際して、町長を本部長とした災害対策本部を設置する。

そのため、災害情報を集約し町としての防災対策の基本方針を協議する本部会議の場として、あらかじめ役場内に災害対策本部室を決めておくとともに、ボード、地図、電話回線等の必要設備を備えておく。

### (2) 各執務室の整備

町役場、各出先機関等の職員執務室に対しては、書棚やロッカーなどの転倒防止、ガラスの飛散防止、各種機器に対する転倒防止措置等の対策を図る。

### (3) 災害対策本部の代替施設の整備

町役場が大規模地震等により被災し災害対策本部を設置できなくなった場合、町長の指示する公共施設に災害対策本部を開設する。

代替施設の候補は、吉見分署を第一代替施設とし、災害対策本部としての機能の充実を図る。

また、荒川決壊等の大規模水害時には、町役場も浸水すると想定されるため、洪水浸水想定区域外に位置する西部丘陵地の公共施設（西小学校等）に災害対策本部としての機能の確保を図る。

### (4) 代替機能の確保

発災に伴う役場の停電、断水等に備え、非常用電源、非常用通信手段、簡易トイレ等の代替手段の備えを充実させる。

### (5) 災害対策要員（職員）用飲料水、食料、備品の備え

発災時において、職員が迅速に執務を執行できるよう、飲料水、食料、備品（必要な生活物資）を最低3日分（できれば1週間分）程度備えておく。

## 3 応援機関の受入体制の整備

町は、以下に示す応援受入れに対する体制を整備する。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

町は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

■ 応援活動の種類と機関等

種類	活動機関・内容（例）
災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等
保健医療の広域応援に関連する業務	医療救護班、DMATの支援、ヘリポートの提供等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入れ、職員の派遣（事務の補助）等

■ 受入体制の整備

- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備
- 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有化
- 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

(2) 国及び県などの応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に国、県など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

■ 想定される応援（例）

- 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- 国によるプッシュ型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- その他国が関与して全国的行われる人的応援  
 …国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等
- 防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- 公共的団体による応援
- ボランティア

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第1節 活動体制の強化

##### ■受入体制の整備

- 町は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定を進める。
- 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送・交通アクセスの便も考慮する。

#### 4 電源、非常用通信手段等の確保

町は、町役場をはじめとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した飲料水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

あわせて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

#### 5 災害活動のための人材確保

発災後の応急対策や復旧・復興対策において、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町職員の退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等による災害活動従事者の人材確保を必要に応じて検討する。

## 第2 防災協定の充実

町の「防災協定の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自治体との相互応援協定の充実	総務課
2 民間事業者・団体との応援協定の充実	総務課、関係各課

### 1 自治体との相互応援協定の充実

大規模な災害が発生した場合、町のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、町は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には町だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村若しくは遠隔都市との相互応援協定（災害時における姉妹都市等の応援協定など）の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。

☞【資料 2.1】『災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県内全市町村）』参照

☞【資料 2.2】『大規模災害時における相互応援に関する協定（比企郡市、熊谷市、坂戸市、東秩父村）』参照

☞【資料 2.13】『災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）』参照

### 2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時の災害対応においては、町職員だけではマンパワーの不足や施設・設備の故障等により、救出・救助等の救援活動を実施することは困難である。

また、大規模災害時には、被災者に必要な飲料水、食料、日用品等を積極的かつ優先的に供給及び輸送等が可能な体制を確立する必要がある。

そのことから、迅速・的確な救援活動体制を図るため、民間事業者・団体との応援協定の締結を進める。

なお、町が民間事業者・団体等と締結している協定及び覚書については、資料編を参照のこと。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第1節 活動体制の強化

## 第3 職員の防災力の向上

町の「職員の防災力の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 職員の防災教育	総務課、各課共通
2 職員の家庭における安全対策の徹底	各課共通
3 防災活動マニュアルの整備	総務課、各課共通

### 1 職員の防災教育

災害時における適切な判断力を養成し、責任を持って自発的に行動できるように、職員に対して以下の防災教育を実施する。

#### (1) 職場研修

町は、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修会等により防災教育を行う。

特に、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的に実技修得演習を実施するとともに、(※)印の事項については、年度当初に所属職員に対し十分に周知し、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

- 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- 吉見町地域防災計画の内容と町が実施している防災対策
- 吉見町地域強靱化計画の内容
- 地震等の災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識 (※)
- 職員が果たすべき役割 (職員の動員体制と任務分担) (※)
- 埼玉県地震被害想定調査の内容
- 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

#### (2) その他の研修、講習会

総務課は、必要に応じて研修、講習会等を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会及び講演会等に職員を派遣する。

### 2 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員とし



での防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を以下に示す。

- ▶ 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- ▶ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡方法を話し合う。
- ▶ 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- ▶ 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。
- ▶ 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- ▶ 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

### 3 防災活動マニュアルの整備

総務課は、個々の職員が、発災に際して迅速に応急対策活動を実施できるよう、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法等を記した職員初動マニュアルを作成する。

また、各課は、災害対策本部の各部ごとに担当する各種応急対策活動を迅速に実施できるよう、各専門活動マニュアルを作成しておく。

なお、防災活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

災害対策本部各部ごとの専門活動マニュアルの整備状況は、次のとおりである。

#### ■専門活動マニュアルの整備状況

災害対策本部		マニュアル名	作成年月
部名	班名		
共通	—	職員初動マニュアル	毎年度更新
総務部	危機管理班	災害対策本部設置マニュアル	H20.10
	危機管理班	災害情報等の受理及び伝達マニュアル	H20.10
	危機管理班	防災行政無線その他の防災通信機器に関するマニュアル	H26.3更新
	危機管理班	危険物等の安全確保に関するマニュアル	H24.9
	危機管理班	避難誘導マニュアル	H26.3更新
	危機管理班	帰宅困難者対策に関するマニュアル	H25.3
	危機管理班	緊急速報メール配信マニュアル	H27.1更新
	職員班	職員の動員マニュアル	H20.10
	職員班	職員配置状況の集約等に関するマニュアル	H24.9
	職員班	応援職員の派遣マニュアル	H24.9

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第1節 活動体制の強化

災害対策本部		マニュアル名	作成年月
部名	班名		
	職員班	大規模災害発生時職員健康管理マニュアル	H24.9
	広報班	災害広報実施マニュアル	H26.3 更新
	広報班	ホームページ・SNS更新マニュアル	H26.2
	財務班	庁舎等安全確認マニュアル	H20.10
	連絡調整班	自衛隊派遣要請マニュアル	H20.10
	連絡調整班	災害対策用機械等派遣要請マニュアル	H26.2 更新
	物資調達班	区長等の連絡体制の確保マニュアル	H26.3 更新
	物資調達班	物資受け入れ・配分マニュアル	H20.10
	物資調達班	避難所に関する資機材等の調達に関するマニュアル	H26.2 更新
調査部	情報収集班	被害状況調査・報告マニュアル	H20.10
	家屋調査班	罹災証明(被災証明)に関するマニュアル	H26.3 更新
	会計班	義援金受取及び管理、義援金の配分マニュアル	H26.2
福祉健康部	福祉班	ボランティアとの連携マニュアル	H20.10
	福祉班	災害弱者の安全確保マニュアル	H20.10
	福祉班	避難所立ち上げマニュアル	H20.10
	福祉班	避難所運営マニュアル	H20.10
	保育班	よしみけやき保育所・吉見町子育て支援センター 防災計画災害対応マニュアル	毎年度更新
	保健医療班	緊急医療活動マニュアル	H20.10
	保健医療班	防疫マニュアル	H20.10
	町民支援班	遺体の処理・埋葬マニュアル	H20.10
	町民支援班	被災者の安否情報の収集及び提供に関する マニュアル	H26.2 更新
	町民支援班	相談窓口マニュアル	H26.2
農政環境部	農政班	農地・農業施設・農作物等の被害調査及び応急対 策・復旧に関するマニュアル	H24.10
	環境衛生班	仮設トイレに関するマニュアル	H21.3
	環境衛生班	ごみ処理及び清掃に関するマニュアル	H21.3
	環境衛生班	動物保護対策に関するマニュアル	H21.3
	環境衛生班	災害廃棄物処理マニュアル	H21.3
まち整備部	道路等応急班	重要道路の確保マニュアル	H20.10
	道路等応急班	災害時交通規制及び警備・保安に関する マニュアル	H21.8
	住宅応急班	応急仮設住宅設置マニュアル	H20.10
	住宅応急班	応急危険度判定マニュアル	H21.8
	住宅応急班	応急危険度判定士業務マニュアル	H21.8
	住宅応急班	被災公共建築物の応急処置に関するマニュアル	H21.8
水生活部	給水班	応急給水活動マニュアル	H20.10
	下水道班	仮設トイレに関するマニュアル	H21.3

**第2編 災害予防計画**  
 <第1章 町の防災力の強化>  
 第1節 活動体制の強化

災害対策本部		マニュアル名	作成年月
部名	班名		
教育部	教育総務班	避難所立ち上げマニュアル	H20.10
	教育総務班 生涯学習班	避難所運営マニュアル	H20.10
	教育総務班 学校教育班 生涯学習班 給食班	文教対策マニュアル	H20.10
	給食班	避難所の炊き出しに関するマニュアル	H21.8

注) 災害対策本部の各班を編成する行政組織については「第3編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、分担業務」(p3-13)を参照のこと。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

## 第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害の発生時には迅速な情報の収集・伝達、消防活動、救出救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動など、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、町及び防災関係機関は、日頃から緊急対応活動を迅速に実施できるように準備に努めるものとする。

### 第1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、町及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備を図る必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

町の「災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 災害の共有・伝達体制の整備	総務課、総合政策課
2 被害情報の早期収集体制の整備	税務会計課、総務課
3 通信施設の整備	総合政策課、総務課
4 情報の分析・加工体制の整備	総務課

#### 1 災害情報の共有・伝達体制の整備

町は、災害時に町と防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うため、町の災害情報の共有・伝達体制を以下の方策により整備、推進する。

##### (1) 災害情報ネットワークの構築

町は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

■ 防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、町が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

■ 防災機関との連携強化

町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

■ 町の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関
	町防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 町内各所
	町防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

町及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。  
 そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、電話及びFAXを連絡手段として実施する体制の整備を図る。

また、通信網の多重化・多様化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

(4) 報道機関との連携

地震災害時には、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、町は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努める。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

## 2 被害情報の早期収集体制の整備

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

### (1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

### (2) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。このため、各地区で構成される自主防災組織について、町を含めて横断的な情報交換を行うとともに、消防署・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

### (3) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

### (4) 無人航空機ドローンによる状況把握

「災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定」を締結している町内測量会社と連携し、災害時の被害状況の把握に努める。

☞【資料 2.41】『災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定』参照

## 3 通信施設の整備

### (1) 災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の収集・伝達を図るため、災害時優先電話の指定についてN T Tと協議し、緊急連絡体制の整備・充実を図る。

### (2) 特設公衆電話の優先設置についての協議

町は、一般加入電話の処理能力を超えるアクセス等により、災害対策本部の情報連絡活動に支障を生じたときには、特設公衆電話等の優先的設置が可能となるようN T Tと協定を締結している。

☞【資料 2.19】『特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話㈱）』参照

### (3) 防災行政無線の整備・強化

町は、デジタル化に更新した固定系及び移動系の防災行政無線を基に情報伝達体制を確立

する。指定避難所の各小学校に防災行政無線の相互通信機能を確保し、災害時の情報収集等に役立てる。

また、防災行政無線による情報を住民等が確実に把握できるように、防災無線の放送内容のメール配信、電話自動応答サービス、町ホームページへの掲載、Ｌアラート（災害情報共有システム）など、複合的な情報伝達手段を確保する。

**（４）インターネット環境の整備**

防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、町ホームページの災害情報欄の整備など、インターネット環境を整備する。

なお、町では、町公式ツイッター、町公式フェイスブック及び町公式LINEの運用を開始している。

**（５）緊急速報メールの整備**

町は、平成24年8月1日から町内滞在者の携帯電話に、災害や避難指示等の緊急情報を町から一斉に配信する「緊急速報メール」の運用を開始している。

**■ 配信する情報**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</li><li>➤ 指定河川洪水警報</li><li>➤ 災害警戒情報など</li></ul> |
|---|

**（６）防災メール（SMS）の運用**

町では、令和3年3月から、災害時に住民自らが速やかに避難行動に移ることができるよう、災害情報を送信するSMS（ショートメッセージサービス）一斉送信システムを運用している。

**（７）全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用**

町は、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に町民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用している。

**（８）各種通信設備の使用マニュアルの作成**

災害時において、各種通信設備（特に防災行政無線）を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。

**（９）通信施設の安全対策**

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

##### ■通信施設の安全対策

項目	内容
非常用電源の確保	停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
転倒防止対策	災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。
浸水防止対策	多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置する。
通信回線のバックアップ化	防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。 バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

#### 4 情報の分析・加工体制の整備

##### (1) 災害情報データベースの整備

町及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

##### (2) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

##### (3) 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。



## 第2 消防活動体制の整備

---

町の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 消防力・消防水利の強化	消防本部、総務課、まち整備課、水生活課
2 初期消火体制等の強化	消防本部、総務課
3 消防救急無線の強化	消防本部

### 1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。また、施設・設備の整備・充実を推進し、停電に備え消防本部、消防署、及び分署へ非常用電源を計画的に更新整備していくとともに比企広域消防本部の消防車両等や比企広域市町村圏組合の消防団車両等を計画的に更新整備していく。また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

#### （1）消防体制の充実

##### ① 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

消防本部は、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

##### ② 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。消防本部及び町は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、町民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成に努める。

##### ③ 消防資機材の整備

消防署は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

#### （2）消防水利及び進入路の確保

##### ① 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の確保をより一層推進していく。

##### ② 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利の設置は、市街地など地域状況を勘案して配置する。

##### ③ 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

#### (3) 協力応援体制の確立

##### ① 他の消防機関の応援受入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定」を締結している。

消防本部及び町は、他の消防機関の応援受入れのための体制を整備しておくものとする。

##### ② 自主防災組織の育成と活性化

消防活動に当たっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防本部及び町は、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

#### (4) 感染症防止対策のための施設及び設備の整備

消防本部、消防署及び分署について感染症防止対策のための施設及び設備を計画的に更新していくものとする。

## 2 初期消火体制等の強化

### (1) 町民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防本部の消防力にも限界がある。

そのため、消防本部は、消防団及び自主防災組織を中心に、近隣住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資機材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

### (2) 事業所の初期消火力の強化

消防本部は、町内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

### (3) 町民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、町民の防災行動力を高めていくとともに、

家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

### 3 消防救急無線の強化

消防本部は、法改正により消防救急無線をデジタル化することが義務付けられ、平成26年度に更新が終了している。今後は、消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

### 第3 救出救助、救急体制の整備

---

町の「救出救助、救急体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 活動体制の整備	消防本部
2 救出用資機材の整備	消防本部、関係各課
3 応急手当法の普及啓発	消防本部
4 トリアージの習熟	消防本部

#### 1 活動体制の整備

大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

#### 2 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については町内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

#### 3 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そのため、消防本部は、町内在住又は在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの住民が応急手当法を習熟できるよう努める。

#### 4 トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、平常時から比企医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

☞【資料 8.1】『トリアージタグ』参照

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

## 第4 医療救護体制の整備

---

町において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者が最大で110人、負傷者430人（うち重傷者数134人）と、大きな人的被害の発生が予想されており、町は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に医療救護を実施しなければならない。

町の「医療救護体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災医療システムの整備	町民健康課
2 初動医療体制の整備	町民健康課
3 後方医療体制の整備	町民健康課
4 要配慮者に対する医療対策	長寿福祉課
5 医薬品等の確保	町民健康課

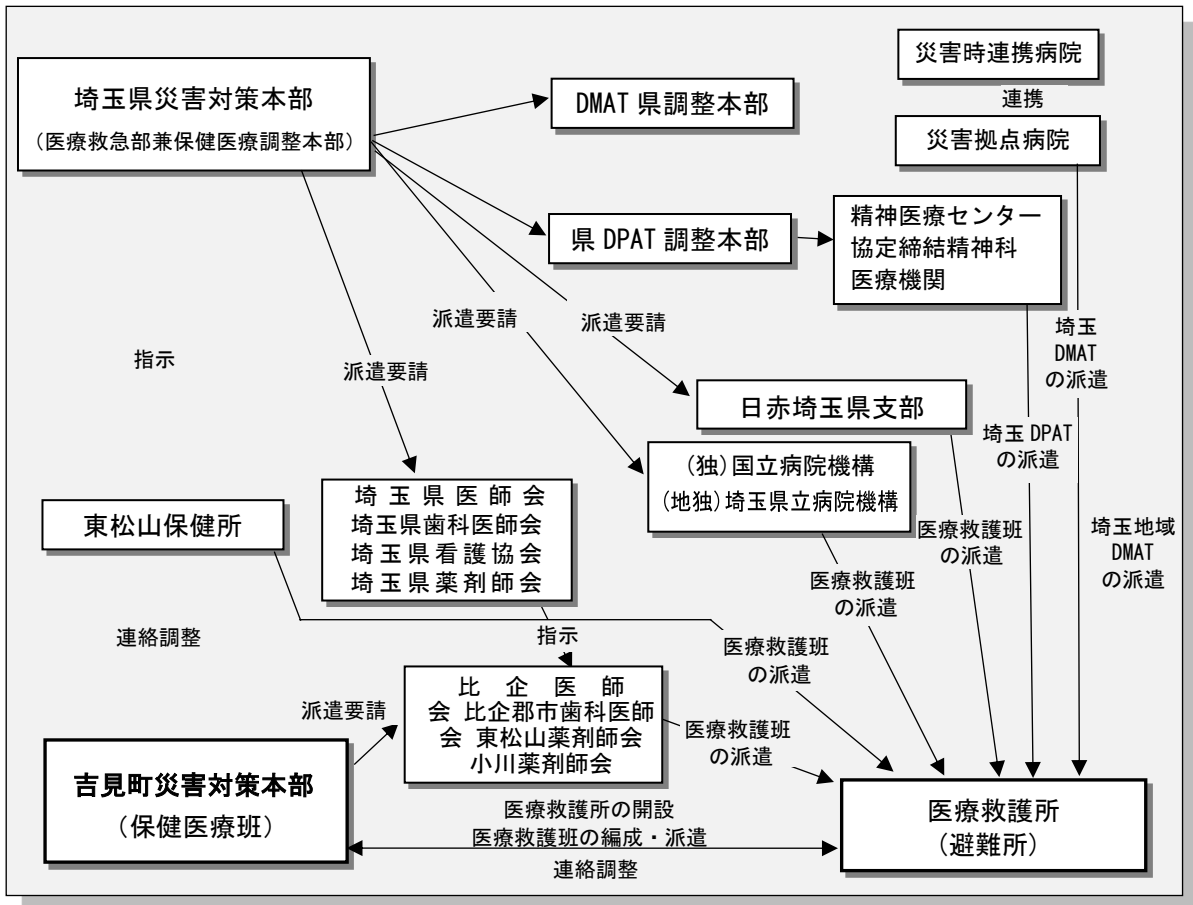
### 1 防災医療システムの整備

大規模災害時における町災害対策本部、医療救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため医療情報の連絡体制の整備を図る。

#### (1) 医療情報ネットワークの構築

町は、災害時に医療情報を迅速に収集・伝達・共有するため、平時より東松山保健所、避難所（医療救護所）、比企医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

■医療（助産）活動組織図



資料)「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

(2) 通信機器の整備

大規模災害時に、医療情報を医療救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、比企医師会と連携し、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

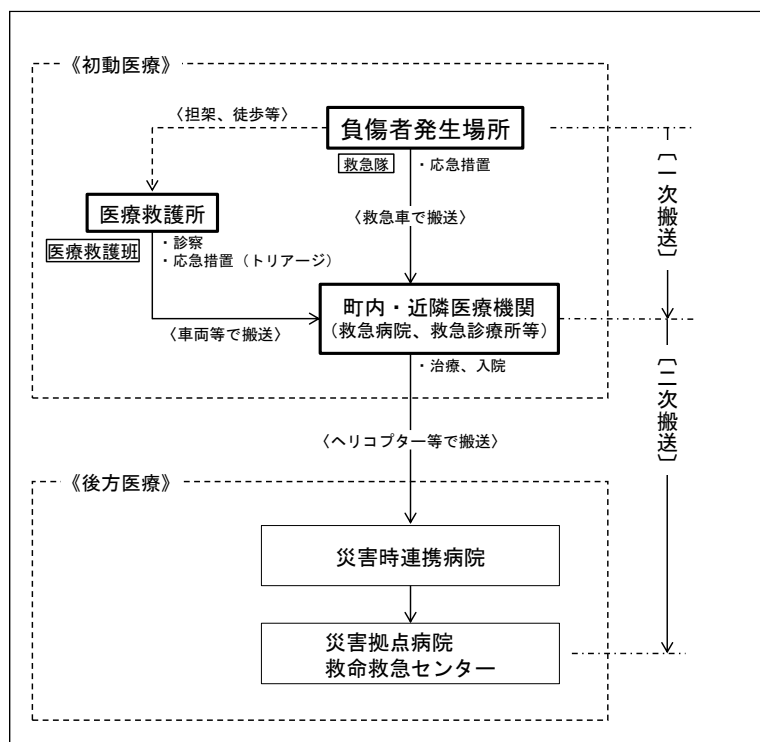
☞【資料 2.35】『災害時の医療救護に関する協定』参照

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

##### ■負傷者搬送体制の流れ



#### 《参考》

##### ◆「災害拠点病院」とは

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ。

##### ◆「救命救急センター」とは

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

☞【資料 8.2】『救急病院・救急診療所一覧（東松山保健所管内）』参照

☞【資料 8.3】『町内医療関連施設一覧』参照

☞【資料 8.4】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

☞【資料 8.5】『救命救急センター（埼玉県）』参照



### 3 後方医療体制の整備

#### (1) 後方医療支援体制の確立

町は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

#### (2) 搬送体制の整備

医療救護所から町内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは、町外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

#### (3) 緊急時ヘリコプター離発着場の設置

災害時には、道路が寸断される危険性或道路渋滞の危険性が懸念される。このような場合においても最大限の搬送活動が行えるよう、県、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が適切に行える離発着場の整備を図る。

☞【資料 9.2】『緊急時ヘリコプター離発着場及び災害派遣部隊等の活動拠点』参照

### 4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。

特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

#### (1) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

#### (2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

#### (3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

#### (4) ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

県（福祉部障害者福祉推進課）は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこ

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

う・直腸障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

町は、被災したぼうこう又は直腸障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

#### 《参考》

##### ◆「ランニング備蓄」とは

卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法のこと。

## 5 医薬品等の確保

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を確保できる体制の構築に努める。

東松山薬剤師会との連携だけでは対応できない場合を想定し、県防災基地や東松山保健所、医療機関等に備蓄されている医薬品及び医療用資機材の使用についても協力体制の整備を図る。

## 第5 避難活動体制の整備

災害の発生に伴い、町民の安全を確保し、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、町は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

町の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難所等の指定	総務課、関係各課
2 避難所の安全確保	教育総務課、生涯学習課、関係各課
3 福祉避難所の設置	長寿福祉課、町民健康課
4 避難誘導體制の整備	総務課、関係各課
5 避難所の管理運営体制の整備	教育総務課、生涯学習課、町民健康課、長寿福祉課、子育て支援課、総務課
6 広域避難者の受入体制の整備	教育総務課、生涯学習課、町民健康課、長寿福祉課、子育て支援課、総務課
7 風水害に対する避難体制の整備	総務課、関係各課

### 1 避難所等の指定

町は、災対法に定める「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定について、以下に定める。

#### (1) 指定避難所の指定（災対法第49条の7）

町は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

なお、町の指定避難所は、次項に示す指定緊急避難場所を兼ねるものとする。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から町民に周知する。

#### ■ 指定避難所の指定基準

- 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

- 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- 環境衛生上、問題のないこと。

☞【資料 10.2】『指定避難所一覧』参照

#### (2) 指定緊急避難場所の指定（災対法第49条の4）

町は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることに努める。（(6) 周辺市町村との避難所利用に係る協定参照）

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

#### ■指定緊急避難場所として対象となる災害

災害種区分	町への 該当の有無	備考
洪水	○	町の東側境界を流れる荒川が洪水予報指定河川に、町の西側及び南側境界を流れる市野川が水位周知河川に指定されており、洪水被害による避難者は、荒川が氾濫した場合約13,800人と予測されている。 ☞【参考資料】「吉見町防災ハザードマップ」
崖崩れ、土石流 及び地滑り	○ (崖崩れ)	町内には急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々37か所指定されている。 ☞【参考資料】「吉見町防災ハザードマップ」
高潮	×	町は、高潮による影響を受けない。
地震	○	町は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、最大で6,243人の避難者が発生すると予測されている。 ☞【参考資料】「吉見町防災ハザードマップ」
津波	×	町は、津波による影響を受けない。
大規模な火事	×	町の宅地面積は町全体の約12%程度である。また、住宅団地はあるが火災の延焼による危険性が高い密集市街地はなく、地域住民は、住宅周辺に広がる農地等のオープンスペースを広域避難場所として利用することで安全を確保することができる。
内水氾濫	○	町内で内水氾濫が発生した場合に、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
火山現象	×	町は、火山噴火による避難事象は発生しない。

☞【資料 10.1】『指定緊急避難場所一覧』参照

### ■指定緊急避難場所の指定基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①～③の条件を満たすこと。

地震を対象とする避難場所については、次の①～⑤の全ての条件を満たすこと。

- ① 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
- ② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
- ③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所に位置すること。
- ④ 建物の場合は耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
- ⑤ 地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

### (3) 補助避難所の指定

町は、指定避難所だけでは全ての避難者を収容できない場合、ふれあいセンターや町民会館等の施設を補助避難所として使用する。

また、必要に応じて補助避難所を物資集積地としても利用する。

☞【資料 10.3】『補助避難所一覧』参照

### (4) 町民への周知

#### ①分散避難の周知

町の避難所等には数の限りがあり、その多くは洪水浸水想定区域内にあることから、特に水害時において、一部の避難所への避難者の集中が予想される。

親戚や知人宅、町外のホテル・旅館等の宿泊施設、安全な場所での車中泊等による分散避難を町民に事前に検討してもらうよう、分散避難の考え方を町民に周知する。

#### ②避難所等の周知

町は、広報紙、防災ハザードマップ等により、町民に対し避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所等の周知に努める。

あらかじめ、次のことについて町民に周知を図る。

### ■避難所等の周知

- 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行う

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

ことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

#### (5) 町民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、公園などの広場や緑地等を活用し、町民が自主防災活動を通じて把握する。

##### ■把握する空地の目安

- 高齢者や子どもを含む全ての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 町民によく知られた、地域に密着した場所であること。

#### (6) 周辺市町村との避難所利用に係る協定

町は、比企郡市、熊谷市、坂戸市、東秩父村と災害時における避難所の相互利用に関する協定を締結している。

住民の避難について、特に荒川が氾濫した場合、西部丘陵地以外の地域は全て浸水すると予測されており、町の住民は、周辺市町村へ避難することで安全を確保しなければならないと考えられる。また、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように周辺市町村との間で避難内容の確認等を行うことに努める。

## 2 避難所の安全確保

### (1) 施設管理者との協議

用地・施設管理者と災害発生時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができるよう、日常から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

### (2) 有線通信の確保

東日本電信電話株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線を確保、増強していく体制を整備する。

### (3) 郵便物の集配業務の確保

町は、郵便局と災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交

わしている。町は、被災住民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供などについて体制の整備を図る。

#### (4) 避難所の耐震性の向上

町では公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成24年度に耐震化が完了している。防災上重要度の高い施設（避難所等）については、今後も耐震性の確保に努める。

また、建築非構造部材の耐震化対策（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）に努める。

### 3 福祉避難所の設置

#### (1) 福祉避難所の指定

町は、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。令和元年東日本台風の際、要配慮者が避難できる場所の確保が求められたことを踏まえ、新たな福祉避難所を指定し、要配慮者が安心して避難できる体制を構築する。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

そのことから、町は、今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用する。

#### (2) 受入れ対象者の特定

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

☞【資料 10.4】『福祉避難所一覧』参照

### 4 避難誘導體制の整備

#### (1) 避難誘導體制の確立

町は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担など）についてあらかじめ定めておくものとする。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

##### (2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱を来さないように、町の指導を受けて、災害に応じた最寄りの避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

##### (3) 避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備

町は、高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める（「個別避難計画」の作成）。

なお、個別避難計画については「第2編 第3章 第3節 第1 在宅の要配慮者に対する安全対策」（p2-98）参照のこと。

## 5 避難所の管理運営体制の整備

### (1) 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府）を作成した。また、県においても「避難所の運営に関する指針」が作成されている。

町は、これら指針を参考に作成した避難所運営マニュアルを用いて、関係各課、施設管理者及び自主防災組織に運営方法の習熟を図る。

マニュアル作成・見直し及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

#### ■ マニュアル作成・見直しに際しての留意事項

- 被災者に安全と安心の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- 被災者自らが、お互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら共同生活を行う場とする。
- 避難所の運営は、要配慮者や女性、性的少数者等の多様な視点に配慮したものとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。

☞【参考資料】「避難所立ち上げマニュアル」（福祉班、教育総務班）

☞【参考資料】「避難所運営マニュアル」（福祉班、教育総務班、生涯学習班）

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

### (2) 避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所開設の手順及び運営や機器等の操作について、町職員、学校職員、自主防災組織や



地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

### (3) 避難所機能の充実

町は、指定避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽により、生活水の確保に努める。

また、停電時の夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。加えて、指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

#### ■指定避難所に求められる機能

- 飲料水、食料、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

#### ■避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例

- LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置 ・ 停電対応型空調機器の設置 ・ ガスコージェネレーションの設置 ・ 太陽光発電や蓄電池 ・ ソーラー付LED街灯

## 6 広域避難者の受入体制の整備

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、県と町は、応急仮設住宅の適地調査、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な提供体制を検討・構築する。

#### ■臨時避難所に係る留意事項

- 臨時避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ・ 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

- ・耐震・耐火構造のもの。
- 臨時避難所として選定された施設の管理者は、必要な時に迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持管理に努めるものとする。

## 7 風水害に対する避難体制の整備

### (1) 避難計画の策定

町は、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は町民等への周知徹底に努める。

☞【参考資料】「避難指示等の判断基準について」

#### ① 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

#### ② 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

#### ③ 局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のため

のリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

**(2) 発災前の避難決定及び住民への情報提供**

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高いことから、町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

## 第6 緊急輸送道路の整備

大規模災害時において、救援・救護活動等に必要となる人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、町は、大規模災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

町の「緊急輸送道路の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 緊急輸送道路の指定	まち整備課、総務課
2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実	まち整備課
3 通行止め標識等の備え	まち整備課

### 1 緊急輸送道路の指定

#### (1) 町指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、町域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急指定道路を示す。

#### ■緊急輸送道路の指定要件

- 町内で幹線道路になっている道路
- 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路
  - ・町役場      ・町の出先機関      ・町の関係機関      ・避難所、避難場所
  - ・備蓄倉庫      ・輸送の拠点となる施設（救援物資の集配拠点）      ・臨時ヘリポートなど

#### ■町指定の緊急輸送道路

- 一般県道小八林久保田下青鳥線
- 一般県道今泉東松山線
- 主要地方道東松山桶川線
- 町道101号線（大里比企広域農道）
- 町道 112 号線
- 町道 222 号線

☞ 【資料 9.1】『緊急輸送道路指定状況』参照

#### (2) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち町域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■ 県指定の緊急輸送道路（町関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	（町内の指定なし）
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	主要地方道東松山鴻巣線
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	一般県道小八林久保田下青鳥線 （吉見町役場～吉見町下細谷、東松山鴻巣線交差点）

参考）「埼玉県地域防災計画 資料編」（令和3年3月、埼玉県防災会議）

（3）緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、「吉見町建築物耐震改修促進計画」により建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路沿線地域において、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

（4）町民への周知

町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知する。  
 また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

（1）応急復旧時の活動体制の整備

町は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため吉見町建設業協会と協定を締結しており、今後、協力体制を推進するものとする。

なお、緊急輸送道路のなかで、町以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

☞【参考資料】『重要道路の確保マニュアル』（道路等応急復旧班）

☞【資料 2.7】『災害時における道路、橋梁等の応急復旧に関する協定書』参照

（2）道路交通情報の収集及び広報体制

町は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整え、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

##### (3) 応急復旧用資機材の整備

町は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

##### (4) 道の駅の防災機能の整備・強化

災害時に求められる機能に応じた道の駅の整備・強化に努める。

### 3 通行止め標識等の備え

災害時、町が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるので、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

## 第7 緊急輸送体制の整備

---

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、町は緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

町の「緊急輸送体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 輸送車両の増強	総務課、自治財政課
2 調達体制の整備	総務課、関係各課
3 緊急通行車両の事前届出の推進	総務課、関係各課
4 その他の輸送手段の確保	総務課、関係各課
5 輸送施設・拠点の確保等	総務課、関係各課

### 1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

### 2 調達体制の整備

総務課は、関係各課と連携し、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

#### (1) 車両計画の作成

町は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

#### (2) 民間業者との協定締結

総務課は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進めるとともに、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

☞【資料 2.14】『災害時における物資の輸送に関する協定書（埼玉県トラック協会）』参照

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

☞【資料 2.15】『災害時における燃料の供給に関する協定書（埼玉中央農業協同組合）』参照

☞【資料 2.16】『災害時における燃料の供給に関する協定書（埼玉県石油業協同組合）』参照

### 3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災対法第76条第1項）。

そのため、町は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

☞【様式 14.1】『緊急通行車両関連様式』参照

### 4 その他の輸送手段の確保

総務課は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

町は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

☞【資料 9.2】『緊急時ヘリコプター離発着場及び災害派遣部隊等の活動拠点』参照

### 5 輸送施設・拠点の確保等

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点について把握・点検する。また、町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。



## 第8 帰宅困難者の安全確保体制の整備

町では毎日約7,700人の町民が、他市区町村に通勤・通学しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの町民が帰宅困難になることが予想される。

「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）によると、町の帰宅困難者が最も多いと想定されている関東平野北西縁断層帯地震の場合、平日で2,462人、休日で1,928人の帰宅困難者が発生する。そのため、町及び県をはじめ事業者や町民は、それぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。

町は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や町民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努めるものとする。

町の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 帰宅困難者対策の普及啓発	総務課
2 一時滞在施設の確保	総務課、関係各課
3 企業等における対策	総務課、産業振興課
4 学校等における対策	教育総務課、子育て支援課
5 帰宅支援施設の充実	総務課

### 1 帰宅困難者対策の普及啓発

#### (1) 一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(Web171等)」等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

#### (2) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- 施設の安全化
  - 災害時のマニュアルの作成
  - 飲料水、食料の確保
  - 情報の入手手段の確保
  - 従業員等との安否確認手段の確保
  - 災害時の水、食料や情報の提供
  - 仮泊場所等の確保

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

##### 2 一時滞在施設の確保

町は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者のため、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

町及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

##### 3 企業等における対策

大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底、及び「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間とどめるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。さらに、とどまった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

##### 4 学校等における対策

学校及び保育所は、発災時に園児、児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児、児童・生徒の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間保育所又は学校内にとどめる対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校及び保育所と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

##### 5 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》

◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。

このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第2節 緊急対応活動のための準備

## 第9 業務継続体制の整備

大規模災害時には、役場機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、町は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定している。

町の「業務継続体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 業務継続計画（BCP）の策定	総務課
2 業務継続に必要な文書等の保存	各課共通

### 1 業務継続計画（BCP）の策定

#### （1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などがある。業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。

- 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
- 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

#### （2）役場の代替施設

町は、役場が被災した場合の代替施設として吉見分署を定めている。

また、荒川決壊等の大規模水害時には、町役場も浸水すると想定されるため、洪水浸水想定区域外に位置する西部丘陵地の公共施設（西小学校等）を代替施設とする。

#### （3）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、町民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

総務課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理

を行う。

☞【参考資料】「吉見町業務継続計画＜震災編＞」

## 2 業務継続に必要な文書等の保存

町は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

## 第3節 生活維持活動のための準備

---

町は、大規模災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

### 第1 広報活動体制の整備

---

町の「広報活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災行政無線の使用の習熟	総務課
2 住民への注意の呼びかけマニュアルの作成	総務課
3 災害時広報紙の予定稿の作成	総務課
4 報道機関への広報体制の整備	総務課
5 避難所における広報体制の整備	総務課

#### 1 防災行政無線の使用の習熟

発災時には、防災行政無線を用いた広報活動が主流となる。

そのため、総務課は、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう平常時から個別訓練等により習熟しておく。

#### 2 住民への注意の呼びかけマニュアルの作成

災害時には、様々な情報を防災行政無線等により広報することが想定される。

そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるようあらかじめ住民への注意の呼びかけマニュアルを作成しておく。

#### 3 災害時広報紙の予定稿の作成

災害時には、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体である。

そのため、災害時に広報紙による広報を速やかに行うために、平常時から災害時広報紙の予定稿の作成に努める。

#### 4 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し役場内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて町内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。

そのため、報道機関からの取材を円滑化するためプレスセンターを開設し、報道発表及び取材対応の場として利用するなど、広報体制の整備に努める。

#### 5 避難所における広報体制の整備

避難所における広報活動を迅速にできるように平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などの広報手段の整備について検討しておく。

また、町ホームページや緊急速報メール等を用いて、避難所住民等に町からの広報情報を提供することも検討する。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

## 第2 給水体制の整備

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。そのため、町は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制を整備する。

町の「給水体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 行政備蓄の推進	水生活課
2 個人備蓄の徹底	総務課
3 井戸の活用	総務課

### 1 行政備蓄の推進

#### (1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

#### (2) 目標給水量

給水量は、地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

飲料水の目標給水量を以下に示す。

#### ■一日当たりの給水目標

発災からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

資料)「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

#### (3) 飲料水の確保

現在、町内全ての水は、県水(県営吉見浄水場・県営行田浄水場)を受水して利用している。災害時の飲料水を確保するため、以下に示す配水場施設の維持や耐震性貯水槽の整備に努める。



■給水拠点

施設名	所在地	貯水量
黒岩配水場	吉見町御所296	4,850 m <sup>3</sup>
蚊斗谷配水場	吉見町蚊斗谷130	1,500 m <sup>3</sup>
久米田配水場	吉見町久米田1071	6,150 m <sup>3</sup>
八反田配水場	吉見町北吉見2236-2	450 m <sup>3</sup>

(4) 応急給水資機材の備蓄

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水タンク・ポリ袋・緊急用浄水機等の応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

(5) 災害時の飲料水確保に関する協定

町は、大規模な災害等により応急資機材が不足した場合に、水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう協定を締結している。

また、町民への飲料水を確保するため、関係事業者と緊急給水等に関する協定を締結している。

■飲料水確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
災害時における応急復旧に関する協定	吉見町管工事組合	H20.6
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン(株) (現コカ・コーラボトラーズジャパン(株))	H18.8
災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	(株)伊藤園	H26.2
非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	H21.4
災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)ベイシア	R4.2

2 個人備蓄の徹底

各家庭において、日頃から地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

なお、備蓄量の目標は、3日分とする。

3 井戸の活用

町民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、自主防災組織などの単位で利用できるように災害用井戸として指定し、地震災害時の住民の生活用水の確保を図る。

また、町内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

## 第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

町の「食料・生活関連物資供給体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 食料供給体制の整備	総務課、産業振興課、教育総務課
2 生活必需品供給体制の整備	総務課
3 防災用資機材の備蓄	総務課
4 石油類燃料の調達・確保	総務課
5 物資調達・輸送に関する訓練の実施	総務課、自治財政課

### 1 食料供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、平常時から流通がある程度回復するまでの間の食料供給については、町の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

#### (1) 食料の備蓄

##### ① 町の備蓄計画

町は、県地域防災計画を参考に、事前に避難者用として1.5日分、災害救助従事者用として3日分以上の食料備蓄を行う。

また、町民の備蓄は、最低3日間分を目標とし、周知徹底する。

町の震災に対する食料備蓄については、最も切迫性の高い「茨城県南部地震」に対する備蓄目標は達成しているが、切迫性はないが最も大きな影響を及ぼす「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては段階的に備蓄目標の達成に努める（「第1編 第5節 第3 吉見町における防災の方針」(p1-45) 参照）。

なお、水害に対する食料備蓄については、荒川が決壊又は越流した場合、洪水浸水想定区域は西部丘陵地を除いて町のほぼ全域に及び、多数の町民が町外避難を強いられる状況となることが想定され、要避難者（約13,800人※）に対する正確な備蓄量を推定するのは困難であるため、震災対策に対する備蓄食料を準用する。（※「防災アセスメント」（平成19年3月、吉見町））

■食料の備蓄目標

災害名	備蓄目標		
	避難者	災害救助従事者	合計
茨城県南部地震	150人×1.5日×3食 =675食	180人×3日×3食 =1,620食	2,295食
関東平野北西縁 断層帯地震	4,500人×1.5日×3食 =20,250食	180人×3日×3食 =1,620食	21,870食

■備蓄の留意点

- ▶ 物資を1か所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
- ▶ 高齢者・乳幼児などの要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。
- ▶ 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。
- ▶ 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

② 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日分以上、災害救助従事者用を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日分以上備蓄する計画である。

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ町が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に、備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、町内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

■食料確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	H19.5
大規模災害時における相互応援に関する協定	比企郡市、熊谷市、坂戸市、東秩父村	H8.3
災害時における主食供給等の協力に関する協定書	埼玉中央農業協同組合	H20.2
災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書	吉見町料理飲食店組合	H12.6
災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書	吉見町食品衛生協会	H12.6

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

##### (3) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、一覧表の掲示等、中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入替えを行い、品質管理に努める。

また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

##### (4) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる吉見町学校給食センターを活用し、栄養教諭及び給食調理員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

なお、町は、吉見町料理飲食店組合及び吉見町食品衛生協会と炊き出し協力について協定を締結している。

## 2 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給については、町の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

##### (1) 生活必需品の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。それでも、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

##### ■生活必需品の例

- |                      |                  |       |        |      |
|----------------------|------------------|-------|--------|------|
| ・寝具（毛布等）             | ・衣料品（下着、作業着、タオル） | ・日用雑貨 | ・食器    | ・ラジオ |
| ・炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ） | ・光熱材料            | ・灯油   | ・車両用燃料 |      |
| ・簡易ベッド               | ・マスク、防塵マスク、消毒液等  |       |        |      |

##### (2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度の援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える。

なお、協定業者に要請する災害時必要物資に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

##### ■民間との協力体制

- |                                |
|--------------------------------|
| ➤ あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。    |
| ➤ 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、確認する。 |

➤ 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

### (3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品など、また、避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等について、平常時から供給品目及び数量について検討しておく。

## 3 防災用資機材の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）による人的被害、建物被害、避難者数などを考慮して設定する（「第1編 第5節 第1 2 想定結果」（p1-39）参照）。

### ■ 備蓄品目

- |                                    |        |                 |         |
|------------------------------------|--------|-----------------|---------|
| ・浄水装置                              | ・発電機   | ・炊飯器            | ・かまどセット |
| ・非常用飲料水袋                           | ・投光機   | ・懐中電灯           | ・防水シート  |
| ・簡易トイレ                             | ・仮設トイレ | ・移送用具（リヤカー、担架等） |         |
| ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）           |        |                 |         |
| ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土のう袋など） |        |                 |         |

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

#### 4 石油類燃料の調達・確保

町は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から関係事業者と災害時優先供給に関する協定を締結し、災害時における石油類燃料の確保に努める。

##### ■燃料確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
災害時における燃料の供給に関する協定書	埼玉中央農業協同組合	H26.2
災害時における燃料の供給に関する協定書	埼玉県石油業協同組合東松山支部 会員（丸新石油㈱、(有)長島石油、砂生モーターズ）	H26.2

#### 5 物資調達・輸送に関する訓練の実施

町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

## 第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

町において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者数は最大で110人と予想されている。

町の「遺体の処理、埋・火葬の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 民間事業者との協定締結	町民健康課、総務課
2 遺体安置所の選定	町民健康課、総務課
3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成	町民健康課、環境課

### 1 民間事業者との協定締結

町民健康課は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、町民健康課は、総務課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

### 2 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想される。

そこで、総務課は、町民健康課と連携して平常時から遺体安置所を確保・選定しておく。

### 3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

町民健康課は、環境課と連携して災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

☞【参考資料】『遺体の処理・埋葬マニュアル』（町民支援班）参照

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

## 第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。大規模水害時には、水害に伴う災害廃棄物、特に片づけごみが多量に発生することが予想される。

また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、衛生環境の保全のため、発生したごみ及びし尿を発災直後から迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

町の「廃棄物の収集・処理体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

なお、環境省では災害廃棄物対策について、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局）を策定しており、活用するものとする。

☞【参考資料】「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト（<http://kouikishori.env.go.jp/>）

	方策	担当部署
1	ごみ処理体制の整備	環境課
2	し尿処理体制の整備	環境課、水生活課

### 1 ごみ処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

#### (1) 災害廃棄物発生量の推定

町に最も切迫性の高いと考えられる「茨城県南部地震」及び町に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、町の災害廃棄物発生量の推定値は、それぞれ以下に示すとおりである。

#### ■災害廃棄物の発生量

推定項目	想定地震	茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震
	発生量	重量 (ト)	1,000
	容積 (m <sup>3</sup> )	600	17,200

資料)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

#### (2) 仮置場(一時集積場所)の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物及び生活ごみの焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。



そのため、環境課は、災害廃棄物の発生量を見積もり、以下の点に留意して、仮置場候補地の選定に努める。

- ▶ 他の応急対策活動に支障がないこと。
- ▶ 環境衛生に支障がないこと。
- ▶ 搬入に便利なこと。
- ▶ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

### (3) ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討する。

#### ①生活ごみの適正処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみの収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

#### ②水害に伴う災害廃棄物の適正処理

水害に伴う災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制の整備に努める。

### (4) 広域連携による廃棄物処理

町は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

☞【資料 2.10】『災害廃棄物等の処理に関する相互協定』参照

### (5) 広報体制の整備

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法に対する町民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する町民等からの問合せへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物処理に関する町民への広報について検討しておく。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

##### ■廃棄物に係る広報内容の検討例

- 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法
- 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

## 2 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、町は、仮設トイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

また、仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

## 第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

町の「防疫・保健衛生体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防疫・保健衛生体制の確立	町民健康課、環境課
2 防疫薬品等の調達計画の確立	町民健康課、環境課、総務課
3 感染症患者に対する医療提供体制の確立	町民健康課、環境課
4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	総務課、環境課

### 1 防疫・保健衛生体制の確立

町民健康課、環境課は、災害時における防疫・保健衛生体制の確立を図る。

### 2 防疫薬品等の調達計画の確立

町民健康課、環境課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、町民健康課、環境課は、総務課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

### 3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町民健康課は、感染症患者又は無症状病原体保有者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

### 4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

#### (1) 所有者明示に関する普及啓発

町、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発を行う。

#### (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があ

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

り、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

## 第7 住宅対策の体制整備

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに応急仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

町の「住宅対策の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 建設業者との協定締結	まち整備課、総務課
2 応急仮設住宅建設予定地の選定	まち整備課
3 民間賃貸住宅等のあっせん借上げ体制の整備	まち整備課

### 1 建設業者との協定締結

まち整備課は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、まち整備課は、総務課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

### 2 応急仮設住宅建設予定地の選定

まち整備課は、以下の点を考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておく必要がある。

#### ■ 予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

☞ 【参考資料】『応急仮設住宅設置マニュアル』（住宅応急班）

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第3節 生活維持活動のための準備

### 3 民間賃貸住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて民間賃貸住宅等のあっせんを行う必要がある。そのため、まち整備課は、平常時から民間賃貸住宅等のあっせんを打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

☞【資料 2.6】『災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書』参照

## 第8 文教に係る事前対策

町は、大規模災害時において、幼児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

町の「文教に係る事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 町の事前対策	子育て支援課、教育総務課
2 学校等の事前対策	保育所長、学校長

### 1 町の事前対策

子育て支援課及び教育総務課は、所管する保育所及び学校を指導及び支援し、災害時の保育及び教育活動を確保するための応急保育計画又は応急教育計画の策定をはじめとする応急対策活動に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

なお、私立学校に対しては、公立学校に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

### 2 学校等の事前対策

保育所長及び学校長は、保育所及び学校の立地環境などを考慮の上、災害時における応急保育計画又は応急教育計画を作成するとともに、指導の方法などについても明確な計画を作成する。

保育所長及び学校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- 町地域防災計画における保育所及び学校の位置づけを確認し、保育所及び学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- 園児、児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署（消防団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 避難訓練など、災害発生に対処する訓練を行う。

## 第4節 調査研究

### 第1 防災アセスメント等に関する調査研究

町では、町域の災害危険性を総合的に明らかにするため、「防災アセスメント調査」（平成19年3月）を実施している。今後地震災害に関する調査研究が進み、また、国及び県による浸水想定区域の見直しが行われ、町における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討する。

町の「防災アセスメント等に関する調査研究」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災アセスメント調査の実施	総務課
2 地区別防災カルテの作成	総務課、関係各課
3 防災ハザードマップの作成・公表	総務課、関係各課
4 大規模盛土造成地マップの作成・公表	まち整備課

#### 1 防災アセスメント調査の実施

##### (1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。ここでは、発生した場合、地域に最も大きな影響を及ぼす地震及び荒川洪水を主な対象として検討作業を実施する。

##### (2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性<sup>ぜい</sup>の原因を逐一把握する作業を実施する。災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集度や老朽化、危険物施設の集中地域等の社会的な要因が挙げられる。

##### (3) 災害履歴の検討

過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。



## 2 地区別防災カルテの作成

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、学区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものである。記載する情報は、以下に例示するものを基本とする。

なお、町では、「防災アセスメント調査」（平成19年3月）において、地区別の防災カルテを作成しており、作成した地図は、町民に周知するとともに、自主防災力の強化等に活用する。

### ■地区別防災カルテ（地区別防災地図）に表示する情報（例）

- 災害危険箇所、危険地域（防災アセスメントを参考）
- 地区内の学校、病院、社会福祉施設
- 地区内の避難施設、避難路
- 寝たきり、一人暮らし、障がい者等在宅の要配慮者（表示を了解した者について）

## 3 防災ハザードマップの作成・公表

### （1）吉見町防災ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

町は、従来、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップに分かれていた各ハザードマップを一冊にまとめた「吉見町防災ハザードマップ」を作成し、令和3年3月に全戸配布した。

### （2）防災ハザードマップの公表及び周知による防災意識の向上

災害発生時に町民等は、防災ハザードマップを利用することにより、迅速・的確に避難を行うことができるため、防災ハザードマップの周知は、人的被害の軽減を図る上で非常に有効である。

そのため、町は、町職員が直接行政区へ出向く形による説明会の開催や町ホームページ上での説明動画の公開等により、多くの町民へ防災ハザードマップを周知し、町民の防災意識の向上を図る。

#### ① 地震対策

揺れやすさの危険度、液状化の危険度、建物倒壊の危険度、建物消失棟数を推定して図示している。

町は、防災ハザードマップなどを活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難等を促すため町民へ周知していく。

## 第2編 災害予防計画

### <第1章 町の防災力の強化>

#### 第4節 調査研究

##### ② 風水害対策

国土交通省や埼玉県が作成した想定し得る最大規模の降雨により荒川、市野川及び和田吉野川が決壊した場合の洪水浸水想定区域を図示している。

町は、防災ハザードマップなどを活用し、浸水の状況、防災への備えや円滑な避難を促すため町民へ周知していく。また、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

##### ③ 土砂災害対策

埼玉県が公表している土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を図示している。

町は、防災ハザードマップなどを活用し、町内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性、早めの避難などについて町民へ周知していく。

#### 4 大規模盛土造成地マップの作成・公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

##### ■大規模盛土造成地の基準

- ・面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5m 以上の腹付け盛土がなされた造成地

## 第2 災害対策に関する調査研究

---

地震をはじめとする自然災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐にわたるため、様々な分野から地震被害や風水害などによる影響を科学的に解明し、その成果を有効に災害対策に反映していくことが必要である。

そのため、町は、国や県などによる災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析し、町の防災対策に反映する。

また、町民による災害に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第1節 災害に強いまちづくり

## 第2章 被害防止対策の推進

### 第1節 災害に強いまちづくり

町の「災害に強いまちづくり」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市街地の防災性の向上	まち整備課
2 防災空間の確保	まち整備課、産業振興課
3 道路、橋梁 <sup>りょう</sup> の整備・耐震補強	まち整備課
4 倒壊物、落下物の安全対策	まち整備課
5 公共建築物の耐震性の向上	自治財政課、関係各課
6 一般建築物の耐震性・不燃性の向上	まち整備課
7 上水道・下水道施設の耐震性の向上	水生活課
8 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上	関係事業者、総務課
9 文化財の耐震性の向上	生涯学習課

#### 1 市街地の防災性の向上

既成市街地において木造家屋が無秩序に密集している地域、公共施設が不足している地域等地震災害に対し構造的なもろさを持つ地域については、土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進、地区計画の推進、防火地域及び準防火地域の指定等を実施し、不燃化の促進を図る必要がある。

町では、災害に強いまちづくりを進めており、道路や公園等の防災空間の確保を推進している。また、土地区画整理事業を実施した区域については、地区計画によりその効果の維持を図る。

今後も、土地区画整理事業の実施の際には、地区計画の決定のほか、防火地域及び準防火地域の指定等についても検討を進め、安全なまちづくりを推進する。

#### 2 防災空間の確保

大規模地震に伴う同時多発火災による大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁の存在、及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、公園や緑地などが、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいはまちの景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難

所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

#### （1）都市公園等の整備

町域内には、第一中央公園（道の駅）、東部街区公園（第1公園～第7公園）をはじめ多くの公園が整備されており、また、まとまりのある豊かな緑地も多く残っている。

都市公園は、震災時の避難場所あるいは応急仮設住宅用地となることを想定し、必要に応じて新設、施設の充実、再整備を推進する。また、火災時に延焼防止効果のある緑地の保全・新設を図る。

#### （2）農地の保全

町の農業は、町の基幹産業であるが、従事者の高齢化や後継者不足など、町の農業を取り巻く環境はますます厳しいものとなっている。

しかし、農地は災害時における被災者への野菜などの供給や火災の延焼防止として重要な機能を担っており、また、井戸等の農業施設の活用等も重要であることから、今後とも、農業生産環境の整備を進め、生産性の向上や営農条件の改善、経営の安定化とともに、安全・安心な農産物の生産・供給や地産地消の推進を図っていく。

#### （3）新たな防災拠点（防災公園）の整備

大規模災害時に住民及び車両の一時避難場所を確保でき、ヘリポート及び救援用広場（避難生活用テントスペース及び応急仮設住宅建設用地）を有し、長期にわたる災害に備えることができる防災備蓄倉庫等（災害応急対策施設）を有する新たな防災拠点（防災公園）の整備を検討する。

### 3 道路、橋梁の整備・耐震補強

道路及びそれにかかる橋梁<sup>りょう</sup>は、生活を支える根幹的な施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たす。

このことから、道路の整備に当たっては、県等の関係機関と連携をとり、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮する。

町道に架かる橋梁については、定期的に点検を行い、支障箇所の修繕を実施し、長寿命化を図る。また、古い基準で建設された橋梁について、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

### 4 倒壊物、落下物の安全対策

ブロック塀は安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、1978年宮城県沖地震により、震度5弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生している。その後

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第1節 災害に強いまちづくり

の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しないものであった。

町内の地区計画を決定している地区では、ブロック塀の構造等を制限し、倒壊被害の低減に努めている。また、保安上危険な建築物等については、特定行政庁による指導勧告等を促進するとともに、町民に情報提供を行い、意識啓発を図る。

## 5 公共建築物の耐震性の向上

### (1) 定期的な点検・補修の実施

町の公共施設については、施設管理者が定期的に点検を実施し（ブロック塀、屋外看板等を含む）、必要な箇所については、補修等を施す。

### (2) 耐震性の向上

町では公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成24年度に耐震化が完了している。防災上重要度の高い施設（避難所等）については、今後も耐震性の確保に努める。

### (3) 危険要因の排除

各施設管理者は、ロッカー、キャビネット等の危険要因について定期的に点検を実施し、必要な箇所については、移動、補強、補修等を施す。

## 6 一般建築物の耐震性・不燃性の向上

### (1) 定期的な点検等の奨励

一般の住宅等建築物の所有者に対して、広報紙やパンフレットの配布等により家屋、塀等の点検や補修を呼びかけ、被害の未然防止を図る。

### (2) 耐震性の向上

町は、「吉見町建築物耐震改修促進計画」を策定し、町内にある旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の基準）で建てられた建築物の耐震化を促進している。

#### ① 簡便な耐震診断と補強方法の周知

住家の耐震性を把握しておくことは、地震に備えるために極めて有益である。

そこで、専門的な知識がなくても、手順と記入上の注意を読めば診断できる簡便な耐震診断と補強方法を広報紙やパンフレットの配布等により町民に周知する。

#### ② 耐震化対策に関する 相談窓口の設置

町民、事業者が保有する建築物の耐震化対策を講じようとする場合、耐震診断、耐震化の

手法等に関する情報が必要である。

そこで、町では、耐震化対策に関する相談窓口を設け必要な情報の提供を行っている。

### (3) 家庭内における危険要因の排除の奨励

地震発生時には、屋内のタンス、食器棚、電灯その他の物品の倒壊や落下により死傷者が発生する可能性がある。

こうした被害を未然に防ぐため、広報紙やパンフレットの配布等を通じて町民に意識啓発を図る。

## 7 上水道・下水道施設の耐震性の向上

### (1) 上水道施設対策

大規模地震の発生では、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定され、その場合の生活への影響は極めて大きい。

このため、水生活課では、災害時においても水道水の安定確保が図れるよう、水道施設全体の耐震化を計画的に進めていくとともに、関係機関との連携による円滑な復旧活動ができる体制を確立する。

### (2) 下水道施設・トイレ対策

#### ① 下水道施設対策

水生活課は、地震災害の発生に備えて、下水道施設の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を講じる。

- ▶ 「下水道施設地震対策指針と解説（日本下水道協会）」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。
- ▶ 停電、断水等を考慮して設備の複数化の対策を図る。
- ▶ 既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替え、接続部の改良補修及びクラックを生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の安全化を推進する。
- ▶ 下水道台帳の複数保管、応急復旧機器の確保、資機材の備蓄を図る。

#### ② トイレ対策

トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすものであり、仮設トイレ等の設置や既存浄化槽の利用等により、迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を図る。

## 8 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上

町は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第1節 災害に強いまちづくり

##### (1) 電気供給対策

大規模地震の発生では、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊を免れた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

##### (2) ガス供給施設対策

大地震の発生では、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性がある、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

##### (3) 電気通信設備対策

電気通信事業者は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平素から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、対策組織を設置し、要員、資機材、輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧行う。

## 9 文化財の耐震性の向上

町は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

##### (1) 文化財の現況

町内の国、県及び町の指定文化財は、資料編を参照のこと。

☞【資料 13.2】『吉見町指定文化財一覧』参照

##### (2) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 収蔵・保管施設の耐震・免震化</li><li>➤ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化</li></ul> |
|--|

##### (3) 防火体制等の整備強化

現状として、文化財に対する災害のほとんどは火災が原因である。



**第2編 災害予防計画**  
 <第2章 被害防止対策の推進>  
 第1節 災害に強いまちづくり

文化財の防火対策を徹底するため、次の防火体制の整備・徹底を図る。

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防火管理体制の整備</li> <li>➤ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応</li> <li>➤ 自衛消防と訓練の実施</li> <li>➤ 火災発生時における措置の徹底</li> </ul>
防火設備等の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化</li> <li>➤ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化</li> <li>➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、<sup>ひよけち</sup>日除地等の整備強化</li> </ul>
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備</li> <li>➤ 関係機関との連絡網の整備</li> <li>➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり</li> </ul>
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動</li> <li>➤ 管理・保護のための指導助言・訓練</li> <li>➤ 関係者（所有者、管理者）の研修</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第2節 火災予防

## 第2節 火災予防

町の「火災予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 町民への防火意識の啓発	消防本部
2 住宅用防災機器の設置	消防本部
3 出火防止対策の推進	消防本部

### 1 町民への防火意識の啓発

災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を町民に周知しておく。また、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、以下の内容について啓発し、防火意識の高揚を図る。

#### ■町民への防火意識の啓発

啓発事項	啓発内容
各家庭での消火器設置の奨励	▶ 出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置を促進する。
耐震安全装置付火気使用器具の使用促進	▶ 地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及 ▶ 通電時火災を防ぐための漏電防止装置付ブレーカーへの交換
地震時火災の原因に対応した啓発	▶ ブレーカーを落としての避難（通電時火災防止） ▶ 火気使用器具周辺の使用環境の整理整頓（落下物への着火防止） ▶ 家具の固定（出火防止行動を円滑にする上で有効）

### 2 住宅用防災機器の設置

住宅火災による被害を低減するため、全ての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

### 3 出火防止対策の推進

#### (1) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震による落下や棚の転倒により容器が破損し、混合混触発火及び自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

引火性がある化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

**(2) 予防査察の実施**

消防本部は、防火対象物及び危険物施設等に対して立入検査を実施し、火災予防上の不備欠陥事項については是正指導を行う。

**(3) 予防広報**

消防本部は、小・中学校の児童生徒に対し防火講演等を実施し、予防意識の向上を図る。また、事業所等の防火管理者、危険物取扱者等に対して特別講習会等を実施し、事業所が一体となって維持管理、安全管理等が実施できるように指導する。

また、住民に対して住宅防火を呼びかけ、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第3節 危険物等関連施設の災害予防

## 第3節 危険物等関連施設の災害予防

軟弱地盤地域の危険物取扱施設は、液状化のため損傷（燃料タンク等の傾斜など）を受けるおそれがあり、損傷を受けた燃料タンクからの燃料漏れは、大きな災害を誘発させる要因になる。

したがって、消防本部が消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。また、住民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責任と事故防止の指導に努める。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え安全対策に努める。

町の「危険物施設等の災害予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 危険物等関連施設の安全化の推進指導	消防本部
2 保安教育・訓練の実施	消防本部
3 自衛消防組織の設立及び指導	消防本部

### 1 危険物等関連施設の安全化の推進指導

消防本部は、危険物等関連施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

#### （1）火災の発生及び危険物の大量流出の防止

消防本部は、大規模地震時の火災の発生及び危険物の大量流出を防ぐため、施設の管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

#### （2）事業者の風水害対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等による災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

## 2 保安教育・訓練の実施

消防本部は、各事業主及び危険物取扱者に対して研修会等を行い、火災予防思想の普及を実施する。

また、事業所内での防災訓練の実施を促すとともに、訓練内容（初期消火、避難等）及び訓練結果に対して適切な指導、助言を行う。

## 3 自衛消防組織の設立及び指導

消防本部は、危険物施設を有する事業所に対して、自衛消防組織の設立を促すとともに、災害時において迅速・的確な活動が行えるよう指導する。

また、地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう働きかける。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第4節 浸水災害の予防

## 第4節 浸水災害の予防

浸水災害の予防のため治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

また、水害については、ある程度予測可能な災害であることから、町民一人一人が早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

町の「浸水災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 河川整備の推進	まち整備課
2 下水道整備の推進	水生活課
3 土地利用の適正化	まち整備課
4 河川施設等の点検	総務課、まち整備課
5 水防体制の強化	総務課、まち整備課
6 水防用資機材の整備	総務課
7 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等	総務課
8 適切な避難行動に関する普及啓発	総務課
9 ため池の防災対策の推進	産業振興課

### 1 河川整備の推進

町は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を推進する。

### 2 下水道整備の推進

市街化に伴う農地から宅地への転用、道路の舗装化等に伴う地下への浸透水の減少により、大雨時の地表水が増加するため、下水道整備事業の推進等による計画的な排水対策に努める。

### 3 土地利用の適正化

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、計画的な土地利用を推進して、適正な土地

利用の誘導・規制を図る。

#### 4 河川施設等の点検

町は、河川管理者と連携し、重要水防区域をはじめ、町内の河川施設等の定期的な点検を実施する。

#### 5 水防体制の強化

水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ円滑に応急対策が実施できるようマニュアル等を整備し、体制の強化に努める。

また、国、県、関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

#### 6 水防用資機材の整備等

町は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持管理に努める。

#### 7 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

##### (1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表され、関係市町村長へ通知される。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

現在、町について指定・公表されている洪水浸水想定区域図は、「第1編 第5節 第2 2 洪水浸水想定区域」(p1-41)に示すとおりである。

洪水浸水想定区域の指定に基づき、町は、浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「吉見町防災ハザードマップ」を作成・配布等により、町民に周知し、水防への関心を高め、被害の軽減を図るとともに、適宜見直しを図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第4節 浸水災害の予防

安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

#### (2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成25年の水防法改正以降、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が努力義務化された。

さらに、平成29年の水防法改正では、洪水浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成が義務化された。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

☞【資料10.5】『要配慮者等関連施設』参照

## 8 適切な避難行動に関する普及啓発

水害については、ある程度予測可能な災害であることから、町民一人一人が早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成や標識などの設置による適切な避難行動に関する普及啓発に努める。

#### (1) マイ・タイムラインの作成

大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

町は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布する。

☞【参考資料】「吉見町防災ハザードマップ」

#### ■マイ・タイムライン作成のポイント

##### 1. 事前の確認

##### ① 住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認する。

##### ② 避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるような複数の避難場所を想定しておく。



- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で  
「屋内安全確保」

## 2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようしておく。

## 3. 早めの避難

資料)「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」埼玉県

## (2) 標識等の設置

多くの町民が目にしやすい公共施設等に想定浸水深が分かる標識等を設置し、日頃から町民の災害に対する意識の向上を図る。

## 9 ため池の防災対策の推進

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、町民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップの作成や配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第5節 土砂災害の予防

## 第5節 土砂災害の予防

急傾斜地崩壊などの、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立するなど災害を予防するための対策について定める。

町の「土砂災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 土砂災害警戒区域等の指定	総務課
2 土砂災害警戒区域等における対策	総務課、関係各課
3 がけ崩れの予防対策	まち整備課、施設管理者

### 1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定している。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づき、町が災害危険区域の指定等を検討する。

そのため、町は、急傾斜地崩壊危険箇所について、県による土砂災害警戒区域等の指定を促進するよう努める。町における土砂災害防止法に基づく指定区域は、令和2年11月現在、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ともに37か所指定されている。

なお、町の土砂災害危険箇所は、全て急傾斜地崩壊危険箇所である。

☞【資料4.1】『土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定一覧』参照

☞【資料4.2】『急傾斜地崩壊危険箇所一覧』参照

### 2 土砂災害警戒区域等における対策

#### (1) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域が指定された場合、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

#### ■警戒避難体制の整備に際しての配慮事項

➤ 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等

に対する土砂災害への危機管理意識の啓発及び住民からの情報提供体制の整備についても努める。

- 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。
- 危険区域にある町道等を事前に把握し、避難情報等を発令する際には通行止め等必要な措置をとれるような体制をとる。

## （2）避難情報等の伝達マニュアルの作成

町は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難情報等の伝達マニュアルの作成に努める。

## （3）土砂災害警戒情報の活用

町は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、熊谷地方气象台と埼玉県県土整備部河川砂防課が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報及び土砂災害に関するメッシュ情報を避難情報等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。

☞【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防防災情報システム〕』

☞【参考資料】『気象庁「キキクル（危険度分布）：土砂災害』

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

## （4）ハザードマップの作成

土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

☞【参考資料】『吉見町防災ハザードマップ』

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第5節 土砂災害の予防

##### (5) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

町は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や地域と連携し、危険箇所のパトロール等を行う。

##### (6) 土砂災害の危険区域の周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、ハザードマップを用いた説明会の開催、さらには現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害危険区域の位置等を周知するように努める。

##### (7) 要配慮者への配慮

町は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する避難情報等の伝達方法を定める。

### 3 かけ崩れの予防対策

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

なお、令和4年3月現在において、町内に当該区域の指定はないが、必要に応じ、県と連携を図り区域指定の検討・調整を図る。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域内に関する管理等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法に基づき、一定の行為を制限するなど、災害を防止するために必要な措置が実施されるよう調整を図る。

#### ■行為制限

- 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- のり切り、切土、掘さく又は盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積 等

## 第6節 雪害の予防

県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となり、町でも、ビニールハウスやカーポートなどに多くの被害が発生するなど、これまでにない規模の雪害が発生した。

このため、町では、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

町の「雪害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 町民が行う雪害対策	総務課、まち整備課、産業振興課
2 情報通信体制の充実強化	総務課
3 建築物の雪害予防	関係各課
4 道路交通対策	まち整備課
5 農業に係る雪害予防	産業振興課

### 1 町民が行う雪害対策

#### (1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

また、町は、町民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

#### (2) 町民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

### 2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、町民の適切な対処を促す。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第6節 雪害の予防

##### ■ 気象情報等の収集・伝達体制の整備

- 町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

### 3 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

#### (1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

#### (2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

### 4 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の整備等、雪害に対する安全性の確保に努める。

豪雪等に対し、道路交通を確保できるよう、関係機関は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うことができる。(災対法第76条の6)

### 5 農業に係る雪害予防

町は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■農産物等への被害軽減対策

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第7節 竜巻等の突風対策

## 第7節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、町民への注意喚起を行うとともに、町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

町の「竜巻等の突風対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	総務課、教育総務課
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	総務課
3 被害予防対策	総務課、関係各課
4 竜巻等突風対処体制の確立	総務課、関係各課
5 情報収集・伝達体制の整備	総務課
6 適切な対処方法の普及	総務課

### 1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

町は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や町民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

#### 《参考》

##### ◆「突風の種類」

気象庁の「竜巻等の突風データベース」では、突風を以下の種類に分類している。

- 竜巻
- ダウンバースト（マイクロバーストを含む。）
- ガストフロント
- じん旋風（つむじ風を含む。）
- その他（現象が特定できない突風）

### 2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方气象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。



町は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く町民に普及を図る。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャスト」について

竜巻等の突風は、規模が小さく、レーダー等の観測機器で直接捉えることができない。そこで気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度で表す。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新する。

☞【参考資料】「気象庁『竜巻発生確度ナウキャスト』」

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:4/lat:35.173808/lon:139.042969/colordepth:normal/elements:trns>

### 3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつ、どこでも発生の可能性があることから、広く町民に対して被害の予防対策の普及を図る。

町などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

#### ■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（町）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（町民等）
- 屋内における退避場所の確保（町民等）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

### 4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、町は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

## 第2編 災害予防計画

### <第2章 被害防止対策の推進>

#### 第7節 竜巻等の突風対策

### 5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

#### (1) 住民への伝達体制

防災行政無線、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINEなど住民への多様な伝達体制を整備する。

#### (2) 目撃情報の活用

県及び防災関係機関から、竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

### 6 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を町民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

#### ■ 竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する。
- 窓ガラスから離れる。
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む。
- 避難時は飛来物に注意する。

## 第3章 町民の自主防災力の向上

### 第1節 防災教育

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の醸成に努めるとともに、町、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実地的な各種訓練を計画的に実施する。

町の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 町民向けの普及・啓発	総務課、関係各課
2 学校における防災教育	教育総務課
3 保育所における防災教育	子育て支援課
4 事業所等における防災教育	消防本部
5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、町民健康課、長寿福祉課、関係各課

#### 1 町民向けの普及・啓発

町は、各種事業を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会（防災ビデオ等の使用を含む。）を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、要配慮者に対する支援や男女共同参画に対する考えから、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した防災教育に努めるとともに、また、様々な機会を活用し、防災に関する意識の啓発にも努める。

また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、地域の災害リスク、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることができるよう普及啓発を図る。

#### 2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童及び生徒の学年に即した指導を行う。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第1節 防災教育

そのため、町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

##### (1) 学校行事としての防災教育

児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発など、防災教育を計画的に実施する。

##### (2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震発生仕組みや火災、台風による被害等について学習する。

また、防災対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

##### (3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア、災害時に特に留意する事項等について防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行い、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

### 3 保育所における防災教育

町は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行うとともに、園児が学んだ防災に関する知識を、地域社会において防災対策に生かせるよう努める。また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保や動員、災害対策本部及び保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

### 4 事業所等における防災教育

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を義務づけ、防災行動力の向上を図る。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修

や防災教育の実施に努める。

## 5 防災上重要な施設における防災教育

### (1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育及び訓練活動を行う。

また、夜間や休日等の災害発生に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておくとともに、従業員及び入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

### (2) その他不特定多数が集まる施設

道の駅等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第2節 防災訓練

## 第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努める。また、町、県、防災関係機関、住民、事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。特に、町が開催する防災訓練は、より実践的にかつ「自助」・「共助」・「公助」の連携を促進する住民参加型訓練を中心に実施する。

町は、居住地、職場、学校等において、夜間等様々な条件に配慮し、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練をきめ細かく実施するとともに関係機関が実施するよう指導し、町民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、町、防災関係機関、事業所、自主防災組織等は感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

具体的な防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は、以下に示すとおりである。

#### ■防災訓練の実施目標

- 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 町民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定した上で、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の町民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

町の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 総合防災訓練	総務課、関係各課、消防本部
2 町及び防災関係機関が実施する訓練	総務課、関係各課
3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	総務課、消防本部
4 訓練の検証	総務課、関係各課

## 1 総合防災訓練

町は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力及び自主防災組織との連携体制の確立、確認を図る。

### (1) 実施時期及び場所

原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する。訓練会場については、その都度選定する。

### (2) 実施方法

総合防災訓練は、町の主催又は県との共催により防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

### (3) 訓練の種類

総合防災訓練は、次のような訓練主体及び状況の想定に配慮して実施する。

#### ■ 訓練の種類

- 町が、災害の初期に活動する訓練
- 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練

### (4) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施に当たっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、新たな防災対策をシナリオに取り入れるなど、その知識の普及に努める。

#### ■ 町が主とする内容

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ➤ 災害情報の伝達収集、広報訓練 | ➤ 避難誘導訓練      |
| ➤ 災害現地調査訓練       | ➤ 避難所、救護所運営訓練 |
| ➤ 道路応急復旧訓練       | ➤ 給水訓練        |

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第2節 防災訓練

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ➤ 自主防災組織等の活動支援訓練等 | ➤ トリアージ・搬送訓練（医師会と共催） |
|-------------------|----------------------|

#### ■防災関係機関が主とする内容

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| ➤ 消火訓練   | ➤ 災害医療訓練               |
| ➤ 救出救助訓練 | ➤ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 |
| ➤ 救急救護訓練 | ➤ 救援物資輸送訓練             |

#### ■自主防災組織が主とする内容

- |          |                |
|----------|----------------|
| ➤ 初期消火訓練 | ➤ 要配慮者等の安全確保訓練 |
| ➤ 応急救護訓練 | ➤ 避難訓練         |
| ➤ 炊き出し訓練 | ➤ 巡回点検訓練       |

## 2 町及び防災関係機関が実施する訓練

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

### (1) 水防訓練

災害時に水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力得て、水防に関する訓練を実施する。

### (2) 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）

災害発生時の初動体制を確認し、被害を最小限に抑えるため、町災害対策本部となる役場会議室に集まり、本部の設営、職員配置や活動場所の確認、情報処理手順の確認を行う。

また、職員の勤務時間外における災害時対応行動として、緊急連絡網による伝達と全職員へのメール配信により非常参集訓練を実施する。職員各自が配信されたメールに対して、配信確認を送信する安否確認訓練も併せて実施し、迅速な情報伝達及び確実な非常参集人員の把握について訓練する。

### (3) 災害情報収集伝達訓練

総務課は、職員の誰もが正しく防災行政無線（特に移動系）を利用できるよう、情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

#### ■訓練の種類

- |              |          |          |
|--------------|----------|----------|
| ➤ 災害情報収集伝達訓練 | ➤ 通信連絡訓練 | ➤ 非常通信訓練 |
|--------------|----------|----------|



■実施の方法

- 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。
- 気象の予報・警報・特別警報、重大事故等を通知及び連絡する。
- 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

(4) 消防訓練

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等消防訓練を実施する。

(5) 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。町は、避難指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て実施する。

なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■避難訓練の区分及びその内容

区分	内容
町が実施するもの	災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て、実施する。
防火管理者が実施するもの	学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
児童、生徒の避難訓練等	学校等の施設管理者は、児童及び生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
避難行動要支援者等の訓練	住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

(6) 学校、病院、社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童及び生徒、園児、入院患者、入所者等の安全確保を図るため、以下の点に配慮した防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的実施する。なお、教育総務課、子育て支援課、総務課及び消防本部は、その実施を指導する。

■各施設の防災計画において配慮すべき事項

- 地震及び風水害等の発災時における職員の動員配備に関する事項（特に勤務時間外）
- 臨時休業の基準に関する事項
- 避難場所、避難誘導方法に関する事項
- 防災訓練の実施に関する事項
- 防災資機材、飲料水、食料、生活必需物資の確保に関する事項
- 町内の関係施設との相互応援に関する事項

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第2節 防災訓練

##### (7) 大規模広域災害に備えた実践型の防災訓練

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

### 3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

#### ■事業所及び自主防災組織の訓練内容

区分	内容
事業所における訓練	学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
自主防災組織等の訓練	町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

### 4 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。

#### ■訓練の検証

区分	内容
評価及び検証の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 訓練後の意見交換会</li><li>➤ 職員に対するアンケート調査</li><li>➤ 訓練の打合せでの検討</li></ul>
検証の効果	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。</li><li>➤ 次期の訓練計画に反映する。</li></ul>

## 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

災害時の要配慮者及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の防災対策を実施する。

### 《参考》

#### ◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、改正災対法（平成25年6月）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同様であり、災害に対処するに当たって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また、「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャ

### 《参考》

#### ◆「避難行動要支援者」について

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。

### 《参考》

#### ◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等を挙げているが、必ずしもこれらに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

## 第1 在宅の要配慮者に対する安全対策

町は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

町の「在宅の要配慮者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難行動要支援者の安全対策	長寿福祉課、子育て支援課、総務課、関係各課
2 要配慮者全般の安全対策	長寿福祉課、子育て支援課、総務課、消防本部
3 社会福祉施設との連携	長寿福祉課
4 相談体制の確立	長寿福祉課、子育て支援課、町民健康課、総務課、関係各課

### 1 避難行動要支援者の安全対策

町、関係団体等は、改正災対法を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月、内閣府）を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

##### ① 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）情報を集約する。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

##### ② 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、生活の基盤が自宅にある者で、災害時に家族以外の第三者の支援がなければ避難できない方とし、次のとおりとする。

#### ■町が定める避難行動要支援者の範囲

- 要介護認定3～5を受けている者
- 身体障害者手帳総合等級1・2級に該当する肢体障がい者を有する者、視覚・聴覚障が

- いに該当する障がい者を有する者
- 療育手帳(A)・Aの者
  - 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
  - 75歳以上で、一人暮らし又は高齢者(75歳以上)のみの世帯の者
  - その他支援を必要とする者

### ③ 名簿作成に必要な情報の収集

名簿作成に必要な個人情報及びその入手は、「吉見町個人情報保護条例」の規定に基づき、次に示す住民基本台帳や福祉部局が保有する情報などを収集する。

#### ■名簿作成に必要な情報の収集

- 住民基本台帳
- 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿
- 一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿
- 災害時要援護者名簿

### ④ 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

#### ■名簿の記載事項

- 氏名、年齢(生年月日)、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

### ⑤ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得た上で、下記の避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

#### ■町が定める避難支援等関係者

- 比企広域消防本部
- 吉見消防団
- 埼玉県東松山警察署
- 吉見町区長会
- 吉見町民生委員・児童委員

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

- 町内自主防災組織代表者
- 上記のほか、避難支援等関係者として町長が認めたもの

#### ■留意事項

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、自治会や自治体等の地縁組織、社会福祉協議会、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査すること。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査すること。

#### ⑥ 避難行動要支援者名簿の管理・更新

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

また、災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う。

#### ⑦ 名簿情報の利用及び提供

避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

### (2) 個別避難計画の作成

#### ① 個別避難計画の作成と管理

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地域防災計画に基づき、町関係各課、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよ

う、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

## ② 地区防災計画との整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## ③ 個別避難計画の提供

町は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

## (3) 防災訓練の実施

防災訓練等を実施するに当たっては、実践的な訓練を行うことで、共助体制の構築を図るため、町は、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

## (4) 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

町は、避難行動要支援者の安否確認を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

## (5) 避難誘導體制の整備

町は、災害の発生又は発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

##### (6) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しては、「避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、支援には限界がある可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

## 2 要配慮者全般の安全対策

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

##### (1) 防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。

そのため、町は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

☞【資料 10.6】『要配慮者別の防災知識の周知』参照

##### (2) 防災訓練の実施

町は、要配慮者の防災能力を向上させるため、防災訓練の実施に当たり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

##### (3) 要配慮者の家庭内対策の支援

町は、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

##### (4) 防災カード等の作成・配布

在宅の要配慮者が災害時に的確な支援を受けるためには、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記した防災カードを作成し、周囲の人たちに伝えるための準備をしておくことが有効である。そのため、町は、消防本部と連携して在宅の要配慮者に対してヘルプカード等の配布を実施している。

## 3 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図るよう努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相



談など施設の有する機能の活用を図っていく。

#### 4 相談体制の確立

町は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員の確保に努める。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

## 第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

町は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

町の「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災計画の策定	施設管理者、関係各課、消防本部
2 防災教育の実施	施設管理者
3 防災訓練の実施	施設管理者、消防本部
4 地域との連携	施設管理者、関係各課

### 1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町は、これを支援する。

#### (1) 緊急連絡体制の整備

##### ① 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

##### ② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

#### (2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

特に、荒川又は市野川の洪水浸水想定区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、町から避難準備情報等が伝達された場合、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、事前に避難計画の作成や避難訓練などの実施に努める。

なお、町の洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者施設の名称、所在地及び連絡先については、資料編を参照のこと。

☞【資料 10.5】『要配慮者関連施設』参照

(3) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が破損した場合でも、町内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。また、消火器具、屋内消火栓などの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識などの避難設備を設置及び管理する。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等の最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

■主な備蓄品

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ➤ 飲料水                 | ➤ 照明器具              |
| ➤ 非常用食料（介護食等の特別食を含む。） | ➤ 非常用電源（燃料を含む。）     |
| ➤ 常備薬                 | ➤ 非常用食料（特別食を含む。）    |
| ➤ 介護用品（おむつ、尿取りパット等）   | ➤ 移送用具（担架、ストレッチャー等） |

2 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

3 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民、自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

また、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練の実施にも努める。

4 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所

## 第2編 災害予防計画

### ＜第3章 町民の自主防災力の向上＞

#### 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、町は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続が円滑にできるよう協力する。

## 第3 外国人の安全対策

---

我が国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、災害が発生した場合、的確な対応をとることが困難となることが懸念される。

町の「外国人の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 外国人の所在把握	町民健康課
2 防災知識の普及・啓発	総務課
3 防災訓練の実施	総務課
4 誘導標識、避難所案内板等の設置	総務課

### 1 外国人の所在把握

平成24年7月9日、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の運用が開始されている。

町は、災害時の外国人への支援を迅速に進めるため、平常時から町内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

### 2 防災知識の普及・啓発

日本語に不慣れな外国人に対して、外国語の防災啓発パンフレットを作成・配布することにより災害対応力の向上を図る。

また、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の媒体を利用した外国語による情報提供に努める。

### 3 防災訓練の実施

町は、外国人の防災能力を向上させるため、総合防災訓練への参加を促すとともに、外国人を対象としたメニューを取り入れた防災訓練の実施に努める。

### 4 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。また、案内板のデザインの統一についても配慮する。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第4節 自主防災組織の整備

## 第4節 自主防災組織の整備

町は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

そのため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に展開し推進することが必要である。

町の「自主防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自主防災組織設立の働きかけ	総務課
2 自主防災組織の活動支援	総務課
3 地区防災計画の策定	総務課
4 自主防災組織への訓練実施の支援	総務課
5 自主防災組織リーダー養成研修の実施	総務課

### 1 自主防災組織設立の働きかけ

町は、地域の自主防災力を強化するため、各地域に自主防災組織の設立を図り、自主防災組織を通じて防災対策を進めていくことが重要である。

☞【資料 11.1】『吉見町自主防災組織一覧』参照

### 2 自主防災組織の活動支援

災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。

また、「自助」・「共助」による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所、避難所等を記した防災地図や地区防災計画の策定を推進する。

### 3 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速かつ的確な活動を行うために、行政区等の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）策定に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努め

る。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

地区防災計画の作成に当たっては、女性の意見も取り入れるものとする。

町防災会議は、自主防災組織等から町地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて、その必要があるか判断しと必要と認める場合は、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

#### 4 自主防災組織への訓練実施の支援

町は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていくことで、町における防災に対する共助をより強力にするとともに、災害時に備える体制を構築する。

#### 5 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。

そこで、町は、県や消防本部と連携してリーダーの育成に努める。あわせて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

## 第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるようボランティアの活動環境の整備が必要である。

そのため、町は、防災ボランティアの活動環境について、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

町の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 県災害ボランティア登録制度の周知	総合政策課、関係各課
2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	総務課、町民健康課、長寿福祉課、まち整備課
3 専門職ボランティアの組織化	総務課、町民健康課、長寿福祉課、まち整備課、関係各課
4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	長寿福祉課
5 ボランティアコーディネーターの養成	長寿福祉課、町民健康課

### 1 県災害ボランティア登録制度の周知

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業や個人について、平常時からボランティア登録を行っている。

町は、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼びかけに努める。

#### (1) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。町は、災害時に必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

#### (2) 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアの登録を行っている。町は、災害時に必要に応じて、災害時動物救護活動ボランティアの派遣を要請する。



■災害時動物救護活動ボランティアの活動内容

- 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
- 支援物資の運搬

## 2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、町内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、町は、災害時に援助の申出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、情報を事前に把握するように努める。

また、町は、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

## 3 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、町は、町内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

■主な専門職ボランティア

- アマチュア無線技士
- 外国語堪能者
- 手話通訳者
- 点字通訳者
- 1級、2級建築士

## 4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

## 第2編 災害予防計画

### <第3章 町民の自主防災力の向上>

#### 第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

そのため、町は、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

##### ■災害ボランティアの活動環境の整備

- ▶ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- ▶ 必要な資機材の備え（町内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ▶ ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

## 5 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、町内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。